三　令第二条第一号に係る国外適合性評価事業に係る変更の認定	イ　附属書３の業務	申請一件につき　五十六万三千四百円
	ロ　附属書４の業務	三十二万六千五百円
四　令第二条第八号に係る国外適合性評価事業に係る認定	イ　第六十八部等以外の業務	申請一件につき　三百五万五千三百円
	ロ　第六十八部の業務	六十三万千七百円
五　令第二条第八号に係る国外適合性評価事業に係る認定の更新	イ　第六十八部等以外の業務	申請一件につき　三百三万九千七百円
	ロ　第六十八部の業務	六十一万六千円
六　令第二条第八号に係る国外適合性評価事業に係る変更の認定	イ　第六十八部等以外の業務	申請一件につき　百二十万二千九百円
	ロ　第六十八部の業務	二十九万九千六百円
七　令第二条第九号に係る国外適合性評価事業に係る認定	イ　附則３の業務	申請一件につき　百三十五万五千四百円
	ロ　附則４の業務	七十一万八千五百円
八　令第二条第九号に係る国外適合性評価事業に係る認定の更新	イ　附則３の業務	申請一件につき　百三十三万九千八百円
	ロ　附則４の業務	七十万二千九百円
九　令第二条第九号に係る国外適合性評価事業に係る変更の認定	イ　附則３の業務	申請一件につき　五十六万三千四百円
	ロ　附則４の業務	三十二万六千五百円

三　令第二条第一号に係る国外適合性評価事業に係る変更の認定	イ　附属書３の業務	申請一件につき　五十四万千四百円
	ロ　附属書４の業務	三十一万三千五百円
四　令第二条第八号に係る国外適合性評価事業に係る認定	イ　第六十八部等以外の業務	申請一件につき　二百九十四万八千七百円
	ロ　第六十八部の業務	六十万八千五百円
五　令第二条第八号に係る国外適合性評価事業に係る認定の更新	イ　第六十八部等以外の業務	申請一件につき　二百九十三万四千円
	ロ　第六十八部の業務	五十九万三千八百円
六　令第二条第八号に係る国外適合性評価事業に係る変更の認定	イ　第六十八部等以外の業務	申請一件につき　百十五万八千百円
	ロ　第六十八部の業務	二十八万八千三百円
三　令第二条第一号に係る国外適合性評価事業に係る変更の認定	イ　附属書３の業務	申請一件につき　五十四万五百円
	ロ　附属書４の業務	三十一万二千六百円
四　令第二条第八号に係る国外適合性評価事業に係る認定	イ　第六十八部等以外の業務	申請一件につき　二百九十四万七千九百円
	ロ　第六十八部の業務	六十万七千七百円
五　令第二条第八号に係る国外適合性評価事業に係る認定の更新	イ　第六十八部等以外の業務	申請一件につき　二百九十三万三千百円
	ロ　第六十八部の業務	五十九万二千九百円
六　令第二条第八号に係る国外適合性評価事業に係る変更の認定	イ　第六十八部等以外の業務	申請一件につき　百十五万七千二百円
	ロ　第六十八部の業務	二十八万七千五百円